

富士川の生態系等に関する詳細な調査と河川環境の改善を求める意見書

富士川は日本三大急流の一つに数えられ、悠久の昔から現在まで流域の人々の生活を潤してきた。

下流域の富士市でも富士山に水源を発する潤井川とともに富士市民の生活に大きく関わっている。

富士川は駿河湾に栄養を運び続け、尺アユが釣れる川として全国的に有名だが、10年ほど前から尺アユどころかアユがほとんど釣れず、駿河湾の富士川河口周辺では全く魚の釣れない状態である。

さらに「サクラエビ再生のための専門家による研究会」等の報告により、サクラエビ不漁の原因に富士川の汚染が関わっている可能性が指摘されている。

山梨県が行った調査では富士川水系雨畠川に不法投棄された凝集剤の混入した汚泥が10年以上にわたって富士川に流出していたことも明らかになり、この凝集剤には魚毒性のあるものや、変異すると人体に有害となるものがあることも分かった。

この汚泥は、下流域から河口にかけて広く堆積し、市民生活に影響を与える可能性も拭えない。

また「たかはし河川生物調査事務所」が平成27年に行った調査では「これほど魚の少ない川は記憶にない」と報告されている。

富士川の水量が昔と比べて極端に少なくなったと感じる住民も多く、山梨県内の発電所等で取水される水量を減らし、富士川に戻すよう、近隣自治体からの要望も出されている。

よって、県においては、一刻も早く調査・対策を行い、かつての富士川、駿河湾に戻るよう、下記のとおり要望する。

記

1. 富士川に流出したことが明らかになった全ての凝集剤につき、一刻も早く人体や生態系への影響を詳細に調査し、安全対策（汚泥の除去命令等）を取ること。
2. 富士市が行う調査、対策に対し支援すること。
3. 富士川の水量と山梨県の波木井発電所等で取水する水量とのバランスについて調査し、富士川に水を戻す等、対策すること。
4. 山梨県内で取水される富士川の水利権更新時には静岡県にも意見聴取するよう国に申し入れること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月2日

富士市議会